

〇級グルメキャラクターデザインの使用に関する取扱要領の制定について

〇級グルメキャラクターデザインの使用に関する取扱要領を次のように定める。

令和4年1月31日

大洲特産品開発普及委員会
委員長 富永 明佳

〇級グルメキャラクターデザインの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、〇級グルメキャラクターデザイン（以下「キャラクターデザイン」という。）の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、キャラクターデザインとは「〇級グルメキャラクターデザイン使用マニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に指定されたものとする。

(キャラクターデザインの使用に関する権利)

第3条 キャラクターデザインの使用に関する一切の権利は、大洲特産品開発普及委員会（以下「委員会」という。）に属する。

(使用方法)

第4条 キャラクターデザインは、デザインマニュアルに従って使用しなければならない。

(使用料)

第5条 キャラクターデザインの使用は、無償とする。

(使用基準)

第6条 キャラクターデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用するとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が使用するとき。
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が使用するとき。
- (4) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用するとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

- (6) デザインマニュアルに従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) 大洲市や委員会の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (8) キャラクターデザインを使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (9) その他大洲特産品開発普及委員会委員長（以下「委員長」という。）がキャラクターデザインの使用について不相当と認めるとき。

（使用の申請）

第7条 キャラクターデザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、キャラクター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）（様式第1号）に必要書類を添えて委員長へ提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 大洲市及び大洲市が構成メンバーとなっている団体が、使用するとき。
- (2) 大洲市内の学校等が教育目的に使用するとき。
- (3) 報道機関が、報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他委員長が適当と認めたとき。

2 委員長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

（使用の許可）

第8条 委員長は、キャラクターデザインの使用を許可するときは、その旨を使用申請者に通知するものとする。

- 2 委員長は、前項の許可に際し、条件を付することができる。
- 3 委員長は、使用を許可しないときは、その旨を使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第9条 キャラクターデザインの使用期間は、次項による場合を除き使用許可申請書に記載のとおりとする。

- 2 委員長は、必要に応じ使用期間を修正することができる。この場合において、修正した旨を使用申請者に通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、キャラクターデザインを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許可を受けなければならない。

（許可内容の変更）

第10条 キャラクターデザインの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けたキャラクターデザインの使用内容を変更しようとするときは、その旨を委員長に報告をし、許可を得るものとする。

- 2 委員長は、キャラクターデザインの使用内容の変更の可否について、使用者に通知するものとする。

（使用の中止等）

第11条 委員長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条に規定する使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条第2項の条件に違反したとき。
- (4) その他委員長が取り消すことが適当と認めるとき。

2 委員長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用すること。
- (2) 許可を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 許可に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (4) 許可に係る物品の完成品は、利用報告とともに速やかに委員長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と委員長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第13条 この要領による許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターデザインを使用する権利を付与するものではない。

2 使用者又は使用対象物等について委員会が推奨を行うものではない。

(損害補償等の責任)

第14条 委員長は、キャラクターデザインの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月31日から施行する。

(様式第 1 号)

キャラクター使用許可申請書

年 月 日

大洲特産品開発普及委員会委員長 様

申請者 住所
団体名
代表者

キャラクターについて、下記のとおり使用したいので申請いたします。

記

| | |
|-----------------|---|
| 使用目的 | |
| 使用内容 | 該当するものに○を付けてください。 ① キャラクターイメージ ・使用するキャラクター：○級くん・三ツ星ちゃん ・使用対象： _____ ・作成数量： _____ ② 着ぐるみ (○級くん) ・使用場所： _____ |
| 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 販売の有無 (販売価格) | 有 (単価 円) ・ 無 |
| 連絡先 | 担当者名： 電話番号： E-Mail： |
| 備考 | |

使用につき、次の条件を付して許可します。

年 月 日

大洲特産品開発普及委員会委員長 印

許可条件：

※添付書類等 使用概要等がわかる見本、デザイン、企画書等